

自動車の保管場所の確保等に関する法律

自動車を登録する際は「自動車保管場所証明」（通称：車庫証明）をとることが義務づけられている。車庫証明の申請は保管場所のある地域を管轄する警察署で手続きをする。

車庫証明取得の前提条件

- 自宅から保管場所までの距離が直線で2 kmを超えない範囲
- 道路から支障なく出入りができること
- 自動車の全体を収容できる場所であること
- 自動車の保管者が自動車の保管場所として使用する権限を有する場所であること
- 保管場所に車両以外を置くことは不可。

自動車の保管場所の確保等に関する法律

《違反事例》

- 購入者、車庫の所有者に代わって申請書類を作成すること（委任状の代筆、お客様以外の三文判使用）
- 使用の本拠地を偽ること（知人や親戚の車庫で虚偽申請すること）
- 車両を収容するのに充分でない場所での申請
- しっかりとお客様の承諾をとり、お客様の自筆、お客様に捺印していただくこと。

《罰則規定》

| 違反内容 | 罰 則 |
|-----------------|---------------------|
| 虚偽の保管場所証明申請 | 20万円以下の罰金 |
| 道路の車庫代わり使用 | 3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金 |
| 道路における長時間駐車 | 20万円以下の罰金 |
| 軽自動車保管場所の不届、虚偽届 | 10万円以下の罰金 |

軽自動車の届出制度

《軽自動車の届出制度のポイント》

- 登録時ではなく、検査申請後の届出となること。
- 軽自動車は、登録制度対象外（届出制）のため、登録時の印鑑証明・委任状等の書類添付および封印が不要。

検査申請から**15日以内**に車庫証明の届出が必要。
ほとんどの場合、新規検査後、車検証と一緒に管轄警察署にし届出し交付を受けることができる。
人口10万人以上の都市については車庫証明の届出が義務付けられる。